

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月15日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宮池地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業) 山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 長池地区	〃
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路新設事業) 又ヶ谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 平柳地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上新田地区	〃